

## 宮崎産業経営大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い

この取扱いは、宮崎産業経営大学（以下「本学」という。）における公的研究費を含め、不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置について定めたものである。

### 1. 取引停止の措置

物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、本学が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者が次に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は、一定期間本学との取引及び本学に対する営業活動をさせないことができる。

### 2. 取引停止の措置基準

区 分	措置要件	取引停止期間
(1) 契約違反	・物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(2) 落札決定後の契約締結の辞退	・物品購入等契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(3) 競争入札妨害及び談合	・物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上12か月以内
(4) 不正行為	①架空請求を行ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	②納入の事実を偽ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	③許可を得ないで、物品の貸付、試供品の提供、その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行ったとき	認定をした日から 1か月以上12か月以内
	④提出書類に意図的な虚偽があったとき	認定をした日から 2か月以上18か月以内
	⑤その他本学が不正と認めた場合	不正の内容により決定
(5) 不誠実行為	・不誠実な行為を働いたとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
(6) 贈賄	①職員に対し、贈賄が発覚したとき	認定をした日から 2か月以上12か月以内
	②公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内

(7) その他	①業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学において営業行為を行ったとき	取引停止期間終了日から 1か月以上9か月以内
	②公的機関において取引停止の措置が行われたとき	社会的影響度等を考慮し 決定
	③前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき	内容により決定

### 3. 取引停止の通知

業者が「2. 取引停止の措置基準」に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、総務課は、直ちに事実関係の概要、措置の内容その他必要事項を学長に報告する。

取引を停止するときは、学長名で当該業者に通知する。

### 4. 取引停止の特例

- (1) 一の事案により2以上の措置要件に該当するときは、取引停止期間が最長のものを適用する。
- (2) 取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、2倍にする。
- (3) 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。
- (4) 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

### 5. 指名等の取消し

- (1) 取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消す。
- (2) 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消す。

### 6. 取引停止期間中の下請等

取引停止の期間中の業者は、本学発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請させない。

### 7. その他

この取扱いに必要な事項は、学長が定める。

この取扱いは、平成28年3月1日から施行する。